(ii) 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値	原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）
熱出力が１０ＭＷを超え、１００ＭＷ以下の試験研究用等原子炉	五キロメートル
熱出力が２ＭＷを超え、１０ＭＷ以下の試験研究用等原子炉	五百メートル

(iii) 加工施設

(イ) ウラン加工施設

ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン２３５の取扱量が０．００８ＴＢｑ未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値	原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）
ウラン２３５の取扱量が０．０８ＴＢｑ以上の加工施設	五キロメートル
ウラン２３５の取扱量が０．０８ＴＢｑ未満の加工施設	一キロメートル
敷地境界から五百メートル以内での取扱量が０．００８ＴＢｑ未満の加工施設	五百メートル

(ロ) プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるＭＯＸ燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径一キロメートルを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

(iv) 再処理施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径五キロメートルを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

(v) その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

・発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの

・熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が２ＭＷ以下の試験研究用等原子炉施設

・濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン２３５の取扱量が０．００８ＴＢｑ未満のもの

・使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

③ 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、前記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、前記のＰＡＺ及びＵＰＺの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

ＵＰＺに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

④ 原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割

原子力事業所内に設置されている全ての原子力施設が前記②(v)に該当する場合の当該原子力事業所が所在する地方公共団体等（地域の実情に応じ、隣接市町村及び同市町村を包括する道府県を含む。）に係る緊急事態における防護措置に係る役割については、基本的に表１－３にまとめるとおりであり、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を、地域防災計画（原子力災害対策編）を定め、平時から構築しておく必要がある。

(4)

原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策

原子力事業者は、原子力施設に対して、炉規法、原災法等に基づき、平時より原子力災害予防対策を講じているが、それにもかかわらず、当該施設周辺において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害の発生及びその拡大を防止する必要がある。原子力事業者は、防災業務計画を策定するとともに、従業員に対する教育及び訓練を実施して、緊急時に適切な対処ができるよう準備しておく必要がある。また、原子力施設内外における協力関係も構築しておく必要がある。

原子力施設の異常事態に関する情報を、国及び地方公共団体に迅速かつ正確に通報することは、原子力事業者の極めて重大な責務である。また、施設の特性に応じて、敷地外における緊急時モニタリングや被ばく線量の推定の対応に必要な敷地内のモニタリングの情報を迅速に提供する必要がある。したがって、原子力事業者は、原子力施設の特性を踏まえて、施設内の異常事態や施設内外の放射線量を適切に把握するための測定器等を配置し、監視体制を整備しておく必要がある。さらに、あらかじめ、通報責任者、通報先、通報連絡様式及び手段を定める等、必要な情報を迅速かつ頻繁に伝えることができるような措置を講じておく必要がある。